

令和7年度事業報告書及び職務の執行状況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

当法人定款の目的である、暴力団員による不当な行為を予防するための広報啓発事業、不当行為の相談事業、不当行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済に資するとともに、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、もって安全で住みよい岩手県の実現に寄与するため、県警察や関係機関・団体との連携を図りながら所定の事業を推進した。

第1 事業報告

公益目的事業1

暴力団による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

暴力団など反社会的勢力に対し、ともすれば被害者等は後難を恐れ泣き寝入り、または不当要求等に屈するおそれがある。反社会的勢力による不当な要求行為の被害者等を保護するため、相談への助言、直接支援を目的として次の事業を行った。

事業名	事業内容
(1) 暴力団の不当要求に関する相談	ア 暴力団追放相談活動 機関紙、ホームページ、路線バス車内放送などで広報を実施し、相談活動の周知と利用の促進に努め、相談受理に際しては常勤の相談委員3名が必要な助言・指導を行った他、必要により警察等関係機関と連携し対応した。 ① 相談受理件数…………… 43件（前年度比－20件） ・ 電話による相談 32件 ・ 常設相談室での面接相談 9件 ・ その他による相談 2件 ② 相談内容 ・ 暴力団員等該当性に関する相談 27件 ・ 離脱に関する相談 0件 ・ その他 16件 ③ 相談者 ・ 保険、金融関係 18件 ・ その他 25件 イ 暴力団組事務所の付近住民等からの相談に対する支援 暴力団組事務所の付近住民等からの相談はなかった。 ウ 岩手県民事介入暴力対策研究会

	民事介入暴力等の相談に適正かつ迅速に対応するために、当センター、警察本部組織犯罪対策課、岩手弁護士会民暴対策委員会で構成される岩手県民事介入暴力対策研究会を開催し情報交換を行っており、令和7年度は2月27日に開催した。
(2) 民事訴訟費用の無利子貸付	暴力団を相手取った民事訴訟への支援として、 ① 暴力団組事務所明け渡し請求訴訟及び暴力団に対する損害賠償請求等の訴訟費用の貸付け ② 暴力団被害に係る応急入院及び物的被害に係る応急修復等に対する費用の貸付け 等を行い、訴訟の促進と被害者等の経済的負担軽減を図るため、1件当たり200万円を限度として無利子で貸付けを行う事業であるが、該当する事案はなかった。
(3) 被害者に対する見舞金支給	県内で発生した暴力団員による傷害事件、物的損害の被害者及び暴力団追放活動に起因した事件の被害者を救援するため、その被害程度に応じ3千円～10万円の範囲で被害者に見舞金を支給する事業であるが、該当する事案はなかった。

公益目的事業2

地域及び職域における暴力団員による不当な要求行為の予防活動等に対する支援事業

暴力団排除活動を行う民間団体や暴力団員による不当要求に関する情報収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者（不当要求情報管理機関）に対し、当法人が持つ暴力団排除活動に有用な情報及び専門的知識・経験に基づく対処方法等を提供し、支援する目的として次の事業を行った。

事業名	事業内容
(1) 民間団体等が行う暴力団排除活動に対する支援	ア 資料等提供事業 一般企業、市町村のほか、各地域暴力追放運動組織、岩手県公共料金等暴力対策協議会など各職域で組織された団体が主催する研修会等に際し、暴力団等による不当要求への対応要領等に関する資料、情報を無償提供するほか、暴対法に規定する不当要求情報管理機関からの要請に対しても同様に資料、情報を無償提供する事業である。 下記「公益目的事業4」の「広報啓発資料の作成配付」

の表のとおり、機関紙「暴迫いわて」や「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」などのパンフレット（小冊子）、リーフレットなど9種類、59,200部を、自治体、各地域暴排組織、職域団体及び賛助会員並びに責任者講習、県民大会などで配付提供した。

イ 講師派遣事業

企業や事業所等からの要請により、企業等の組織内研修会に専務理事を派遣し、反社会的勢力の現状及び対策等に関する講話を行っており、令和7年度は下記行事において講演を実施した。

- ① 暴迫盛岡市民会議総会教養（5/30）
- ② 岩手県農業信用基金協会暴排教養（12/19）
- ③ 岩手県行政書士会研修会（R8.1/9）

ウ 調査及び資料収集事業

暴力団排除対策を推進するために必要な資料について、公刊物、インターネット等のほか、センターのあらゆる活動を通じて入手、分析整理し、暴力団排除活動に有効となるよう反映させた。

- ① 各種研修会、各都道府県センター等との情報交換

- ・【4月24日千田課長出席】

暴力追放相談委員及び責任者講習担当者研修会が東京都内で開催。

- ・【6月10日千葉専務理事出席】

東北ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会総会が仙台市内で開催。

- ・【9月26日専務理事出席】

全国暴追センター専務理事及び事務局長研修会が東京都内で開催。

- ② 地域暴力団排除組織との連絡会

8月29日、県内15地域の地域暴力団排除組織、県警組織犯罪対策課及び当センターの3者による連絡会議を開催した。

エ 暴力追放活動等支援金の交付

地域暴力団排除組織が行う暴力団排除に関する広報啓発活動等に対し20万円を限度に支援を行う事業である。

- ① 暴力追放釜石地区会議からの申請により、「暴力団み

	んなでなくす地域の輪」と表示する大型看板の設置費用として20万円を交付した。 ② 暴力団追放一関地方会議からの申請により、ポケットティッシュ等の作成費用として20万円を交付した。 ③ 暴力団追放胆江地区民会議からの申請により、「詐欺かもと不安を感じたら#9110」と表記した軍手の作成費用として11万5,500円を交付した。 ④ 北上市地域安全推進市民会議からの申請により、「暴力団のない安心して暮らせる北上市」と記載したお掃除クロスの作成費用として5万6,000円を交付した。 ⑤ 北上市地域安全推進市民会議からの申請により、「暴力団追放と表示されるデジタルサイネージ（電子表示機器）の購入費用として14万8,500円を交付した。 ⑥ 暴力団追放大船渡市民会議からの申請により、地元紙に「みんなの力で、社会の敵、暴力団を追い出し、明るいまちを！」等と記載した暴力団排除に関する新聞広告掲載費用として2万7,500円を交付した。 ⑦ 暴力団追放胆江地区民会議からの申請により、「奥州警察署管内の情勢や暴力団排除」の特集記事を掲載した地域安全ニュースの発行費用として12万120円を交付した。
(2) 不当要求防止責任者に対する講習 (受託事業)	岩手県公安委員会から委託を受けて、暴力団員等からの不当要求被害を防止するため、県内各地で、事業所及び行政機関の不当要求防止責任者に対して講習を行い、不当要求への対応能力を高めた。 令和7年度の講習対象業種は、主に小売り業、旅館・ホテル業、市町村機関等であり、警察本部組織犯罪対策課員等による講話、DVD視聴、民暴弁護士による講話の3本立てで実施した。 開催回数は24回、受講者数は定期講習、選任時講習合わせて716人であった。

公益目的事業3

少年及び暴力団離脱者に対する暴力団の影響を排除するための支援事業

少年に対する暴力団からの影響を排除し、少年の暴力団への加入を阻止するとともに、暴力団員で暴力団からの離脱を真に希望する者を援助し、円満な離脱を実現することを目的に次の事業を行った。

事業名	事業内容
(1) 少年及び暴力団離脱希望者に対する相談、助言	暴力団離脱者に対する更生援助事業 少年からの相談はない。 暴力団離脱者から、法人口座設立に関する相談が3件あり指導助言した。
(2) 離脱者更生支援金制度及び離脱者雇用給付金制度	暴力団から離脱し、または離脱する意志を有する者で経済的な自立が困難な者に対し、当面必要な生活費等として10万円を限度として支援金の支給を行う離脱者更生支援金制度及び離脱者支援の一環として、暴力団対策に理解を示して離脱者を雇用した事業者に対し、5万円を限度として給付金の支給を行う離脱者雇用給付金制度であるが、いずれの制度も該当事案はなかった。
(3) 少年指導委員を対象としたDVD講話の収録	警察本部人身安全少年課主催により、県公安委員会から委嘱された少年指導委員を対象としたDVD講話（暴力団情勢、暴力団からの勧誘や加入強要等の不当な行為から少年を守るための方策、及び少年への暴力団の影響と実態等について）の収録を実施した。

公益目的事業4

暴力団員による不当な要求行為の予防に関する知識の普及及び暴排意識の高揚を図るための広報啓発活動事業

暴力団員による不当な要求行為の予防に関する知識の普及と、暴力団排除意識の高揚を図るため、県民に対して次の事業を行った。

事業名	事業内容
(1) 暴力団追放県民大会の開催	ア 地域暴排組織との連携 令和7年度は、10月31日（金）、田園ホールにおいて、「令和7年度岩手県暴力団追放県民大会、暴力団追放紫波・矢巾地区大会」を開催した。県内各地の地域暴排組織、職域等の暴力団排除団体の関係者及び盛岡市民等から約500名を集めた。

イ 暴力団追放功労者表彰

暴力追放活動に功労のあった個人、団体、組織に対する表彰の授与及び感謝状の贈呈を行い、その功労を称えた。

- 東北ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会会長
- 東北管区警察局長連名による暴力追放功労者表彰
個人 八幡平市 高橋 富一 氏
団体 紫波地区暴力団追放推進委員会様
- 岩手県暴力団追放推進センター会長・岩手県警察本部長の連名による暴力追放功労者表彰
個人 盛岡市 山口 朋久氏
個人 一関市 小田島 秀一氏
- 賛助会員 岩手県暴力団追放推進センター会長感謝状
36団体・3名
- 一般団体 岩手県暴力団追放推進センター会長感謝状
1団体

(2) 各種広報資料の作成

広報啓発資料の作成配付

機関紙「暴追いわて」など9種類、59,200部を作成購入し県内に、幅広く配付した。

種 別	資 料 名	部 数
パンフレット (小冊子)	機関紙「暴追いわて」7月88号	9,300
	// 新年号89号	10,000
//	暴力団情勢と対策	1,000
//	不当要求防止責任者教本	900
//	不当要求No!クレーム対応	2,000
//	民事介入暴力追放の手引き	2,000
//	暴力団排除「卓」カソダ-	1,000
//	暴追センターのご案内	2,000
時刻表	盛岡駅時刻表(IGR線)	31,000

(3) 視聴覚教材の貸出し

不当要求対応要領に関するDVDの整備、充実暴力団員による不当要求に対する対応要領等を紹介した36種類81本の広報啓発用DVDの視聴覚教材を揃え、団体・企業等からの要請に応じて貸出しを行う事業であり、16件の貸出しを行った。

(4) 各種広報媒体による 広報活動	宣伝普及活動 ① 岩手県交通の盛岡市内路線バスにおいて、車内放送による広報を実施した。 ② 「第75回社会を明るくする運動」キャンペーンの岩手日報紙面広告欄に、相談受付等の広告を掲載した。 ③ 盛岡駅時刻表（IGR線）の広告欄に、相談受付等の広告を掲載した。 ④ ホームページに事業内容、財務概要、DVDの無料貸出し一覧表、不当要求防止責任者講習日程、センターの主要行事などを掲載した。
-----------------------	--

第2 理事長等の主な職務執行状況及び賛助会員の状況

事業名	事業内容
(1) 理事会、評議員会の 開催状況	ア 第1回通常理事会 5月23日、理事7名、監事2名出席 イ 定時評議員会 6月11日、評議員7名、理事1名出席 ウ 第1回臨時理事会 12月15日、理事8名、監事2名出席 エ 第2回臨時理事会 令和8年2月4日、理事8名、監事2名出席 カ 第2回臨時評議員会 令和8年3月5日、評議員9名、監事1名出席 ア 理事長 理事長による業務指導（計25件） 【令和7年】 4月1回、5月1回、6月1回、7月1回、8月1回、 9月2回、10月3回、11月3回、12月3回 【令和8年】 1月2回、2月4回、3月3回
(2) 各種会合などへの出席（理事会、評議員会を除く）	イ 専務理事による各種会合（計29件） ① 岩手県遊技業協同組合通常総会（5/22） ② 東北ブロック暴追センター連絡協議会総会（6/10） ③ 岩手県銀行警察連絡協議会総会（7/14）

(3) 賛助会員	④ 全国暴追センター専務理事・事務局長等研修会（9/26） ⑤ 用地業務における不当要求行為に関する意見交換（10/1） ⑥ 岩手県損害保険防犯対策協議会総会（10/29） ⑦ 令和7年度全国暴力追放運動中央大会（11/21） ⑧ 警察・暴追情報連絡会【生命保険協会】（12/3） ⑨ 岩手県農業信用基金協会（12/19） ⑩ 岩手県共済関係団体暴力対策連絡協議会（R8/1/29） 賛助会員総数 270会員 ・ 会員内訳 団体会員254、個人会員16 ・ 令和7年度新規加入 団体・法人4団体、個人1名
-----------------	---